

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山内 俊夫 (自民)	木村 仁 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	景山 俊太郎 (自民)	世耕 弘成 (自民)	遠山 清彦 (公明)
理事	二之湯 智 (自民)	山崎 力 (自民)	吉川 春子 (共産)
理事	森元 恒雄 (自民)	山本 順三 (自民)	又市 征治 (社民)
理事	伊藤 基隆 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)	長谷川 憲正 (国民)
理事	那谷屋 正義 (民主)	芝 博一 (民主)	今泉 昭 (無)
	小野 清子 (自民)	高嶋 良充 (民主)	— 欠員 1 名 —
	尾辻 秀久 (自民)	高橋 千秋 (民主)	
	河合 常則 (自民)	内藤 正光 (民主)	(19. 2. 6 現在)

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案14件（うち本院先議2件）及び承認案件1件の合計15件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願4種類41件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

恩給・公務員・統計 恩給法等の一部を改正する法律案は、高齢化が著しい恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずるとともに、恩給年額の水準を公的年金の引上率により自動的に改定する制度の導入等を行おうとするものであり、恩給制度の現状及びその評価と今後の見通し、扶助料制度間の不均衡是正の意義、改定方式を見直す理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の育児休業関係2法律案は、一般職の国家公務員及び地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務制度の新設等を行おうとするものである。また、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案の自己啓発等休業関係2法律案は、一般職の国家公務員及び地方公務員について、大学等における修学又は国際貢献活動のための休業に関する制度を設けようとするものである。委員会においては、これら4法律案を一括して議題とし、育児短時間勤務制度を導入する意義、休暇・休業・研修制度等の全般にわたる見直しの必要性、自己啓発等休業取得者に対する経済的支援の検討、育児休業や育児短時間勤務が可能となる職場環境の整備等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、育児休業関係2法律案、自己啓発等休業関係2法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

統計法案は、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図るため、

現行統計法の全部を改正し、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めるとともに、統計データの利用促進等の措置を講じようとするもので、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」に改革する意義、公的統計の総合調整を担う「司令塔」機能の強化、調査票情報等の適正管理と秘密の保護の徹底等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地方税財政 平成十八年度補正予算の関連法律案として提出された地方交付税法等の一部を改正する法律案は、当該補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を償還するとともに、調整額の復活のため普通交付税の増額を行った上で、残余の額を同年度内に交付しないで、平成19年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができるようにするもので、地方団体の安定的な財政運営と一般財源総額の確保、交付税特別会計借入金の償還及び次年度への繰越を行う理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

地方税法の一部を改正する法律案は、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の特例措置の見直しと延長を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、地方団体間の税収格差を縮小するための施策、地方への税源移譲を円滑に行う必要性とその意義、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例を延長する理由、バリアフリー特例措置を持家居住者に限定した理由等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。また、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成19年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するとともに、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものである。委員会においては、地方交付税の予見可能性を高めるための取組、頑張る地方応援プログラムにおける地方交付税活用のは非、地方行革の努力成果を地方税財源の充実につなげる必要性、新型交付税導入が小規模団体や旧産炭地域の地方団体の財政に与える影響及びその対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって、原案どおり可決された。

地方公営企業等金融機構法案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成20年10月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。委員会においては、機構の貸付対象事業を法律で限定する理由、貸付けにおける審査体制の確立並びに情報公開の必要性、貸付けの段階的な縮減と財政力の弱い団体に対する配慮、機構の資金調達能力への懸念と住民

サービスへの影響、地方分権推進の視点に立った10年後の見直しの在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。さらに、**地方公共団体の財政の健全化に関する法律案**は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政健全化計画等を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、地方公共団体の意見を反映した財政指標及び早期健全化基準等の設定、財政状況を住民に分かりやすく説明する必要性、財政再生団体に対する国の財政上の措置、監査制度の実効性確保に向けた取組、金融機関の貸し手責任の在り方、夕張市が財政破綻した要因及び住民負担の増加等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地方行政・消防 **消防法の一部を改正する法律案**は、大規模・高層建築物等における地震等の災害の防止を図るため、自衛消防組織の設置及び管理体制の整備を義務付ける等の改正を行おうとするもので、事業所の設置する自衛消防組織と地域との連携の必要性、管理権原が分かれている防火対象物の防災体制の確立、防災管理者等に対する講習内容とその充実策、法改正の対象外となる事業所の震災対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**は、個人情報に対する意識の高まり等を踏まえ、住民票の写し等の交付制度について、交付請求の主体と目的を限定するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認を厳格化しようとするもので、住民情報の大量流出への対応とその防止策、住民基本台帳カードの普及に向けた積極的な取組、代理人が住民票の写し等を交付請求する際の審査の在り方、閲覧制度見直し後の実施状況の全国的把握と結果の公表、住民票交付等の事務を民間委託することの是非等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

NHK・電気通信 **特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案**は、電気通信機器及び電気用品等の特定機器の製品認証について「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の適確かつ円滑な実施を確保するとともに、外国との間で将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できるよう国内法の整備を行おうとするもので、今後締結される相互承認協定の国会承認の必要性、認証業務への民間参入の促進と信頼される認証機関の育成、電気通信事業者に対する監督体制の在り方、相互承認協定における消費者保護の位置付け等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成19年度予算）は、改革・新生に向けた3か年計画の2年目の予算として、視聴者の信頼を回復し、受信料収入の回復に全力を挙げることにより3年ぶりの増収を見込むと

ともに、放送サービスの質を確保しつつ効率的な業務運営を行うこととしている。委員会においては、不祥事の再発防止に向けたNHKの改革への取組、国民・視聴者の信頼回復と受信料の公平負担の確保、受信料支払い義務法制化の是非、経営委員会の機能強化と委員人選の在り方、NHKアーカイブス・オンデマンド事業の今後の展開と採算性、放送に対する行政の関与と表現の自由等について質疑が行われ、討論の後、全会一致をもって承認された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月8日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について菅総務大臣から所信を聴取し、平成19年度総務省関係予算に関する件について大野総務副大臣から、平成19年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から、それぞれ説明を聴いた。

3月15日、菅総務大臣の所信及び平成19年度人事院業務概況について、新型交付税の拡大の見通し、国と地方の税収比一対一を目指す理由と具体的方策、放送における不祥事発生時における行政対応の在り方、頑張る地方応援プログラムにおける離島等条件不利地域への配慮、簡易郵便局の一時閉鎖とこれに対応した郵便局ネットワーク維持方策等の質疑を行った。

3月20日、平成19年度地方財政計画に関する件について菅総務大臣から概要説明を聴いた後、大野総務副大臣から補足説明を聴いた。

また、予算委員会から委嘱を受けた平成19年度内閣所管（人事院）、総務省所管（公害等調整委員会を除く）及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、ネットワーク上の本人確認への公的個人認証制度の有効活用、減少する消防団員の確保策、交付税特別会計借入金の償還と地方団体の中長期的な財政運営の安定化、「頑張る地方応援プログラム」及び「新型交付税」に対する地方団体の評価、放送法改正と表現・言論の自由、日本郵政公社職員の大量退職への対応等の質疑を行った。

3月22日、地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年2月6日（火）（第1回）

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について菅総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕景山俊太郎君（自民）、澤雄二君（公明）

（閣法第1号）賛成会派 自民、公明

反対会派 なし

欠席会派 民主、共産、社民、国民、無

○平成19年3月8日（木）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について菅総務大臣から所信を聴いた。
- 平成19年度総務省関係予算に関する件について大野総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成19年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から説明を聴いた。

○平成19年3月15日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成19年度人事院業務概況に関する件について菅総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政公社理事西村清司君、同公社副総裁高橋俊裕君及び同公社常務執行役員塚田爲康君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君（自民）、内藤正光君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月20日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について菅総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社副総裁高橋俊裕君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、那谷屋正義君（民主）、遠山清彦君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第8号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 平成19年度地方財政計画に関する件について菅総務大臣から概要説明を聴いた後、大野総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

(内閣所管(人事院)、総務省所管(公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫)について菅総務大臣、谷人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事佐々木英治君に対し質疑を行った。

[質疑者] 森元恒雄君(自民)、那谷屋正義君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年3月22日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について菅総務大臣、富田財務副大臣、小淵文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 森元恒雄君(自民)、高嶋良充君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

(閣法第9号)賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民、国民

欠席会派 無

- 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議を行った。

○平成19年3月27日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長橋本元一君から説明を聴き、同大臣、谷口総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会経営委員会委員長石原邦夫君、同協会理事原田豊彦君、同協会理事小林良介君、同協会理事小野直路君、同協会理事金田新君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

[質疑者] 景山俊太郎君(自民)、小泉顕雄君(自民)、山崎力君(自民)、森元恒雄君(自民)、高橋千秋君(民主)、内藤正光君(民主)、澤雄二君(公明)、遠山清彦君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、後藤博子君(国民)

(閣承認第1号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月29日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕伊藤基隆君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成19年4月12日（木）（第8回）

- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月17日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕芝博一君（民主）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第62号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年4月19日（木）（第10回）

- 消防法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月24日（火）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕二之湯智君（自民）、高橋千秋君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）

（閣法第63号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国民

反対会派 なし

欠席会派 社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年4月26日（木）（第12回）

- 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議

院送付)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上4案について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月8日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）

以上4案について菅総務大臣、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕木村仁君（自民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第30号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし
欠席会派 無

（閣法第31号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし
欠席会派 無

（閣法第32号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし
欠席会派 無

（閣法第33号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし
欠席会派 無

なお、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について、

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）及び地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

○平成19年5月10日（木）（第14回）

○統計法案（閣法第34号）（衆議院送付）について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月15日（火）（第15回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 統計法案（閣法第34号）（衆議院送付）について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉川春子君（共産）、二之湯智君（自民）、又市征治君（社民）、那谷屋正義君（民主）、澤雄二君（公明）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第34号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年5月17日（木）（第16回）

- 地方公営企業等金融機構法案（閣法第44号）（衆議院送付）について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月22日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公営企業等金融機構法案（閣法第44号）（衆議院送付）について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君（自民）、芝博一君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）

（閣法第44号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、国民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年5月24日（木）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月29日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について菅総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁西川善文君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕山本順三君（自民）、内藤正光君（民主）、澤雄二君（公明）、吉川春子君（共産）、又市征治君（社民）、長谷川憲正君（国民）

（閣法第69号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成19年6月7日(木)(第20回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について菅総務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕木村仁君(自民)、高嶋良充君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、長谷川憲正君(国民)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年6月12日(火)(第21回)

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について参考人福島県泉崎村長小林日出夫君、慶應義塾大学大学院教授・前鳥取県知事片山善博君及び山口県柳井市長河内山哲朗君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕二之湯智君(自民)、那谷屋正義君(民主)、遠山清彦君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)、長谷川憲正君(国民)

○平成19年6月14日(木)(第22回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について菅総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君(自民)、内藤正光君(民主)、那谷屋正義君(民主)、澤雄二君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第68号)賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成19年7月5日(木)(第23回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第24号外40件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、平成十八年度一般会計補正予算により同年度分の地方交付税が増加されたことに伴い、当該増加額（2兆1,425億円）について、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を5,336億円償還するとともに、調整額の復活のため普通交付税の増額（881億円）を行った上で、残余の額（1兆5,208億円）を同年度内に交付しないで、平成19年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

上場株式等の配当及び譲渡益に対する都道府県民税配当割、株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を1年延長する。

二、固定資産税の改正

高齢者等が居住する既存住宅について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を3分の1減額する特例措置を創設する。

三、自動車取得税の改正

電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

四、その他

- 1 非課税等特別措置の整理合理化を行う。
- 2 信託法の制定に伴う新たな類型の信託等に対応するため、所要の規定の整備等を行う。
- 3 この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、国民がゆとりと豊かさを実感できる個性と活力に満ちた地域主権型社会への転換を図ることができるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方税は地方公共団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、課税自主権を尊重しつつ、地方が自らの判断と財源によって創意工夫に富んだ地域づくりを行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、当面、国と地方の税収比1対1を実現することを目指し、地方税源の拡充強化

を図ること。

二、地方への税源移譲については、税源偏在の少ない安定的な地方税体系を確立する方向で今後も改革を進め、地方公共団体の裁量権・自主判断権を拡充するとともに、適正な徴収を確保するための体制整備に努めること。また、国から地方への3兆円の税源移譲については、円滑に行われるよう納税義務者に対する周知・広報活動に努め、その理解と協力が得られるようにすること。

三、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成19年度分の地方交付税の総額の特例

平成19年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額15兆2,027億円とする。

二、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還方法の変更等

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち国が負担することとされていた額に相当する借入金を一般会計へ帰属させるとともに、残余の借入金の償還方法を変更する。

三、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例等

平成20年度及び平成21年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設ける等の改正を行う。

四、基準財政需要額の算定方法の改正

地方交付税の算定方法を簡素化するため、個別算定経費以外の経費を人口と面積を基本とする簡素な基準により算定するとともに、平成19年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

五、地方財政法の一部改正

1 平成19年度から平成21年度までの間に限り、地方財政法第5条の規定による地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（臨時財政対策債）を起こすことができる旨の特例を設ける。

2 地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰上償還に伴う補償金を免除するために必要な規定を創設する。

六、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

児童手当の拡充に伴い地方特例交付金を拡充する。

七、地方公務員等共済組合法の一部改正

地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例を、平成19年度においても適用する。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、恩給受給者の要望等を踏まえ、扶助料制度間の不均衡を是正するとともに、恩給年額の改定方式の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、公務関係扶助料の遺族加算の年額を普通扶助料の寡婦加算の年額と同額に引き上げる等、扶助料制度間の不均衡是正の措置を講ずる。
- 二、恩給の年額改定方式について、恩給年額の水準を公的年金の引上率により自動的に改定する制度を導入する。
- 三、重度障害の成年の子への転給について、公務員の死亡当時から引き続き重度障害等の状態にあることを要件とすることとする。
- 四、恩給の受給権が消滅した場合等における過誤払い分の金額について、事務の合理化の観点から、相続人等に支払うべき扶助料からの充当等によって調整が可能となるよう規定を整備する。
- 五、この法律は、平成19年10月1日から施行する。ただし、四については、公布の日から施行する。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができることとし、育児短時間勤務職員に関する一般職の職員の給与に関する法律等についての特例を定める。
- 二、1人の育児短時間勤務職員が占める官職に、他の1人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。
- 三、育児短時間勤務職員の後補充のため、任期付短時間勤務職員（非常勤）を任用することができる。
- 四、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子まで引き上げ、部分休業の名称を育児時間とする。
- 五、防衛省の職員についての準用規定を設ける。

六、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、育児休業制度及び育児短時間勤務制度の運用に当たっては、代替要員の確保など、育児休業等の取得しやすい職場環境を整えるとともに、男性職員の取得率向上に努めること。
- 二、職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業における実態等を踏まえ、育児休業を取得する職員に対する経済的援助の在り方について、引き続き検討を行うこと。
- 三、育児短時間勤務を理由として、職員が不利益な取扱いを受けることのないよう、制度の周知徹底を図ること。
- 四、いわゆる常勤的非常勤職員の職務内容、勤務条件等の勤務実態について早急に調査すること。
- 五、育児短時間勤務制度の趣旨に則り、地方公共団体における育児短時間勤務制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

右決議する。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）

【要旨】

本法律案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができることとし、育児短時間勤務職員の給与等の取扱いについて定める。
- 二、1人の育児短時間勤務職員が占める職に、他の1人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。
- 三、育児短時間勤務職員の後補充のため、短時間勤務職員（非常勤）を任用することができる。
- 四、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子まで引き上げる。
- 五、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第30号）と同一内

容の附帯決議が行われている。

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員について、自発的な大学等における修学のための休業又は国際貢献活動のための休業に関する制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大学院等を含む国内外の大学の課程に在学してその課程を履修する大学等における修学のための休業又は独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設ける。
- 二、任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあつては2年（特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年を超えない範囲内の期間に限り、自己啓発等休業をすることを承認することができる。
- 三、防衛省の職員についての準用規定を設ける。
- 四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、自己啓発等休業制度の趣旨に基づき、職員が休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、承認するよう努めること。
- 二、職員が自己啓発等休業から復帰した際には、休業による公務能力の向上を職務に反映できるよう、適切な人事管理を行うこと。
- 三、自己啓発等休業の対象範囲など休業制度の在り方については、休暇制度等の運用の実態を把握し、検討を行うこと。
- 四、自己啓発等休業制度の趣旨に則り、地方公共団体における自己啓発等休業制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

右決議する。

地方公務員法の一部を改正する法律案（閣法第33号）

【要旨】

本法律案は、地方公務員の資質の向上に資するため、その請求に基づく大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業の制度の新設を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、休業の種類についての規定を設け、職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。
- 二、大学院等を含む国内外の大学その他の教育施設の課程を履修する大学等課程の履修のための休業又は国際協力の促進に資する外国における奉仕活動に参加する国際貢献活動のための休業として、自己啓発等休業を設ける。
- 三、任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、自己啓発等休業をすることを承認することができる。
- 四、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案（閣法第32号）と同一内容の附帯決議が行われている。

統計法案（閣法第34号）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い、国民のニーズに柔軟に対応した公的統計の整備が要請されている状況等にかんがみ、統計法の全部を改正し、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

二、基本計画等

公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定することとともに、公的統計を、その体系の根幹を成す基幹統計とそれ以外の統計に区分して規律を整備する。

三、統計データの利用促進と秘密の保護

統計データの利用促進と秘密の保護を図るため、調査票情報の二次利用ができる場合を明記するとともに、委託に応じた集計による統計の提供や匿名性の確保措置を講じた統計データの利用に関する規定を整備する。また、統計調査によって集められた調査票情報等の適正管理義務及び秘密の漏えいの禁止に関する規律を、統計調査事務の受託者を含めて明示的に課すこととする。

四、統計委員会の設置

各府省が作成する統計を総合的かつ体系的に整備するための企画立案・調整機能の強化を図るため、基本計画案等の調査審議及び内閣総理大臣等への意見具申を行う統計委員会を内閣府に設置する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、基本計画の作成、統計委員会に関する規定等は、6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう、社会経済情勢や国民意識の変化、情報通信技術の進展等を踏まえ、調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること。
- 二、公的統計の作成に当たっては、行政機関相互の密接な連携を図り、地方公共団体や独立行政法人等とも協力しながら、慎重な取扱いと運用の透明性を確保しつつ、行政記録や情報通信技術の活用等により、統計の一層の正確性・信頼性の向上を図るとともに、調査対象者の報告負担の軽減に努めること。
- 三、オーダーメイド集計や匿名データの提供を通じた統計データの利用促進に当たっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを始めとして、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すること。
- 四、公的統計の民間開放については、市場化テストの結果を踏まえ、公的統計に対する国民の信頼の確保、民間における統計作成能力の向上、行政の整理合理化等多角的な観点から、独立行政法人統計センターの組織、業務等の在り方を含め、総合的に検討すること。
- 五、公的統計についての司令塔機能が複数の組織に分立していることから、総合調整に支障が生ずることのないよう、真の司令塔機能を確立するとともに、統計委員会の組織の充実を図り、その意見を十分尊重すること。
- 六、統計の作成には専門性が不可欠であることにかんがみ、高度の専門人材の育成及び確保に向けて、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に行うとともに、統計教育の振興に努めること。
- 七、地方公共団体による統計調査に係る総務大臣への届出規定の運用に際しては、地方分権の理念を尊重し、地方公共団体の自主性を損なうことのないようにすること。

右決議する。

地方公営企業等金融機構法案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、平成20年10月に公営企業金融公庫を廃止するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、長期かつ低利の資金の融通等の業務を行う地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）を設立し、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、設立

地方公共団体の長及び議長が発起人となり機構を設立するものとし、その出資者は地方公共団体に限る。

二、組織

- 1 役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くとともに、意思決定機関として知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置する。
- 2 外部の学識経験者による審議機関として経営審議委員会を設置し、予算、資金の貸付けに関する基本的事項その他業務について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に対し建議を行うことができることとし、理事長はその意見を尊重しなければならない。
- 3 会計について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

三、業務の範囲

地方公共団体に対する長期かつ低利の資金の融通等を行うこととし、その範囲は、現行の公営企業金融公庫と同様、公営企業等に限る。

また、対象事業については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完するものであることにかんがみ、業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

四、機構に対する国の関与

総務大臣は、機構の設立及び定款の変更に際して認可を行うほか、この法律等に違反し又は違反するおそれがある場合に限り、報告徴収、立入検査又は違法行為等の是正要求を行うことができる。

五、その他

- 1 公営企業金融公庫は平成20年10月1日に解散するものとし、その権利及び義務については、政府からの出資を除き、機構が承継する。
- 2 機構には、新たな業務に係る勘定のほか、公営企業金融公庫から承継する貸付債権の管理業務に係る勘定を設け、それぞれの勘定ごとに損益を明確に区分し、当該管理業務の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずる。
- 3 この法律は、公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置等の規定を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方財政が巨額の借入金残高を抱えている現状にかんがみ、地方公共団体の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。また、国から地方へ税源移譲を行うなど地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限努力するとともに、地方公営企業について経営の透明性を高める等の改革に向けた取組を進めること。
 - 二、地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構が市場から持続的・安定的に資金を調達できるよう、財務基盤の充実強化を図るとともに、出資については、原則として全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。
 - 三、機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定及び業務の重点化に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、資金調達能力に乏しい地方公共団体に配慮するなど地方公共団体のニーズを十分踏まえること。また、平成29年度末を目途とする業務の在り方全般に係る検討の結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。
 - 四、機構の理事長の選任に当たっては、代表者会議が広く人材を求めるよう、適切な助言に努めること。あわせて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。
 - 五、機構においては地方公共団体が資金の貸し手であり、かつ借り手ともなることから、貸付けに当たっては、規律ある経営を確保するため、経営審議委員会等における審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿って財務諸表の作成・開示、貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。
 - 六、機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱い等については、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。
- 右決議する。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

【要旨】

本法律案は、「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の適確かつ円滑な実施を確保するとともに、外国との間で将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できるよう国内法の整備を行おうとするものであり、その主

な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」とし、その目的を改めるとともに、相互承認協定等の定義について所要の改正を加えることにより、将来締結される相互承認協定について、順次、政令の改正により追加できることとする。
- 二、外国向けの通信端末機器等の特定輸出機器に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、政令で相互承認協定ごとに定める国外適合性評価事業の区分に従い、主務大臣の認定を受けることができることとする等、規定の整備をする。
- 三、登録を受けた外国の適合性評価機関が、我が国向けの通信端末機器等の特定輸入機器の適合性評価を実施した場合、その結果を我が国において受け入れることができるよう電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例について規定の整備をする。
- 四、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、情報通信分野を始めとする我が国の国際競争力の拡充強化に向けて、相互承認協定の締結の拡大を図るとともに、国際標準化についても積極的に取り組むこと。
- 二、今回の改正により、今後締結される相互承認協定への対応が政令にゆだねられることから、基準認証制度の現状について検証するとともに、行政の対応を迅速に行うなど、利用者のニーズに配慮しつつ適合性評価手続の円滑化に努めること。
- 三、現在行われている相互承認の実施状況を十分に踏まえ、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図り、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第63号）（先議）

【要旨】

本法律案は、大規模な建築物その他の工作物における地震等の災害の防止を図るため、当該工作物における自衛消防組織の設置及び地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備を義務付ける等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自衛消防組織の設置

- 1 多数の者が出入するもので、かつ、大規模な防火対象物の管理について権原を有する者は、災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織を置かなければならない。
- 2 消防長又は消防署長は、自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、防火対象物の管理について権原を有する者に対し、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。

二、地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備

- 1 地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物（以下、「工作物」という。）の管理について権原を有する者は、防災に関する知識を有する者のうちから防災管理者を定め、当該工作物における災害による被害を軽減するため必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わせなければならない。
- 2 管理権原が分かれている工作物の管理について権原を有する者は、当該工作物について、消防計画の作成その他防災管理上必要な業務に関する事項を協議して、定めておかなければならない。
- 3 工作物のうち防火管理者を定めなければならない防火対象物にあつては、当該工作物の管理について権原を有する者は、防災管理者に、防火管理者の行うべき業務を行わせなければならない。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地域全体における災害対応に万全を期するため、事業所の作成する消防計画については、地域防災計画及び市町村消防計画との整合性が図られるよう、地方公共団体及び事業所に周知徹底すること。また、事業所の行う防災管理が地震対策の新技术等を踏まえた実効的なものとなるよう、防災管理者等に対する講習内容の充実とともに、ガイドラインの作成や情報提供等を行うこと。
- 二、自衛消防組織の行う応急活動の確実な実施に向けて、平素から十分な訓練を行うよう助言するとともに、その組織編制については、防火対象物の構造及び用途等への適合、適切な人員配置及び活動資機材の整備等が図られるようにすること。また、本法施行までの間、自衛消防組織の設置については、事業所の自主的な取組が行われるよう促すこと。
- 三、事業所の設置する自衛消防組織及び消防計画の作成状況等についての実態把握に努めるとともに、これらの未設置状況等に対しては適切な指導等を行うことにより確実な是正を図るよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、予防事務を担当する職員の対応能力を強化するため、要員の確保及び教育訓練の充実等を図るとともに、必要に応じ財政措置を講じること。
- 四、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保が求められる防火対象物については、最近の被災状況の実態等にかんがみ、大規模・高層の建築物等にとどまらず、その範囲の拡大について検討を行うこと。

五、災害対応力を強化するため、初動及び応急対応の拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について耐震診断を促進し、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

右決議する。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政健全化計画等を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、健全化判断比率の公表

地方公共団体の長は、毎年度、前年度決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率及びその算定基礎を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

二、財政の早期健全化

- 1 地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めなければならない。
- 2 財政健全化計画を定めている地方公共団体の長は、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

三、財政の再生

- 1 地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政再生計画を定めなければならない。
- 2 地方公共団体は財政再生計画について、議会の議決を経て総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

四、公営企業の経営の健全化

- 1 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定基礎を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、経営健全化計画を定めなければならない。

五、施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、健全化判断比率の公表、資金不足比率の公表等に関する規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方財政再建促進特別措置法は廃止する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方分権の観点から、地方公共団体が財政健全化に自主的・主体的に取り組めるよう、国の関与は必要最小限にとどめること。
- 二、財政指標の算出方法や早期健全化基準・財政再生基準等を政省令で定める際には、地方公共団体の財政規模及び権限等を考慮し、画一的な指標・基準とせず、地方六団体の意見が十分反映されるようにすること。また、公営企業については事業の性質上、やむを得ず赤字が生じる場合があること等に留意すること。
- 三、財政再生団体が収支不足額を振り替えるために発行する再生振替特例債については、公的資金の充当等、必要な支援措置を講ずるとともに、地方債残高の縮減にも配慮すること。
- 四、地方公共団体における財政指標の公表、財政健全化計画等の策定等に際しては、財務状況を正確に把握することが不可欠であることから、弁護士・公認会計士等の有資格者の監査委員への登用等の方法により、監査委員の独立性及び専門性を高めるための方策について検討するなど、監査委員制度及び外部監査制度の充実強化に努めること。
- 五、地方公共団体において、貸借対照表その他財務書類の整備を促進する措置を講ずることにより、地方独立行政法人、地方三公社、一定の出資法人等を含めた資産及び負債の状況等を総合的に把握できるようにするとともに、統一的な地方公会計基準について早急に具体的な検討を進めること。
- 六、金融機関の貸し手責任が問われていることにかんがみ、金融機関等の法人情報保護の観点に留意しつつ、民間資金も含めた地方債の引受けの状況について、実態を明らかにするよう努めること。

右決議する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要旨】

本法律案は、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応及び住民基本台帳に対する信頼性の向上を図るため、住民票の写し等の交付の制度について、交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定し、請求時の本人確認手続を整備するとともに、転出・転入等の届出の際の本人確認手続を厳格化し、あわせて偽りその他不正の手段による住民票の写しの交付等に対する罰則を強化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住民票の写し等の交付等に関する事項

- 1 住民基本台帳に記録されている者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができる。
- 2 国又は地方公共団体の機関は、市町村長に対し、法令で定める事務の遂行のために

必要である場合には、住民票の写し等の交付を請求することができる。

3 1及び2によるもののほか、市町村長に対し住民票の写し等の交付を請求することができる者について、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者及び住民票の記載事項を利用する正当な理由がある依頼者の特定事務受任者（弁護士等）に限定する。

4 住民票の写し等の交付の際の本人確認手続等を整備する。

5 戸籍の附票の写しの交付の請求についても、住民票の写し等の交付の請求に準じて規定を整備する。

二、転出・転入等の届出の方式等に関する事項

転出・転入等の届出の際の本人確認手続を整備する。

三、罰則の新設

偽りその他不正の手段による住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付又は住民基本台帳カードの交付に対する制裁措置を強化する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成19年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,348億円、事業支出は6,307億円で、事業収支差金は41億円である。この事業収支差金は、全額を債務償還のために使用する。

二、事業計画

平成19年度は、改革・新生に向けた3か年計画の2年目として、NHKだからできる放送を通しての放送の公共的役割の追求、信頼される公共放送のための経営の改革、受信料の公平負担と効率的な契約収納活動に向けた取組、視聴者との結び付きの強化、国際放送による海外への情報発信の強化、新たな放送サービスの開発や放送の発展に向けた調査研究の推進、徹底した業務改革とスリム化の継続等に重点を置いている。

三、資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,663億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,632億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、受信料収入が不祥事発覚前の水準を大きく下回る状況にあるものの、国民・視聴者の信頼回復、受信料収入の回復、業務の効率化に向けた取組を

進める途上にあり、また、放送サービスの充実やコンプライアンス関係経費に予算を重点配分しつつ、経費削減により収支均衡を維持しており、収支予算等は、やむを得ない内容と認める旨の意見が付されている。

【附帯決議】

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、協会の経営は受信料により成り立っており、国民・視聴者の信頼の喪失は公共放送の根幹をも揺るがしかねないことを職員一人ひとりが再認識し、公金意識・コンプライアンスの徹底に努め、高い倫理観のもと、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。
- 二、協会における契約収納取組の強化にもかかわらず、依然として、受信料の不払い・未契約の割合が全体の約3割に達している現状にかんがみ、協会は、受信料の公平負担の確保に向けた検討を行い、国民・視聴者の理解が得られるよう受信料額の在り方等を含めた具体的な対策に全力で取り組むこと。
- 三、受信契約・受信料収納に係る経費の受信料収入に対する比率が、いまだに高い水準にあることから、契約収納業務の抜本的な見直しにより、早急に効率化を進めること。
- 四、経営委員会は、執行部から独立した協会の最高意思決定機関として、その役割を十分発揮し、機能強化を図るため、自ら組織改革を進めること。
- 五、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 六、協会は、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。

右決議する。

(4) 委員会決議

—— 地方分権を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議 ——

政府は、地方分権の推進に関する国会決議及び地方分権改革推進法の成立等を踏まえ、地域主権型社会にふさわしい税財政システムを確立するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、地方分権改革の推進は、地域の実情や住民のニーズに適った個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資するとの観点から、地方公共団体の歳入・歳出両面にわたる自由度を一層高めるため、地方への税源移譲等、国と地方の役割分担に応じた税財政上の措置を講ずるとともに、地方の権限と責任を大幅に拡充すること。

また、地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方公共団体の意見を幅広く、誠実に聴取するよう、常設の場を設ける等、最大限の配慮を払うとともに、地域の実情を十分反映したものとなるよう、特段の努力を行うこと。

二、国庫補助負担金の廃止・縮減については、国と地方の役割分担に応じた財源負担の原則に基づき、単なる地方への負担転嫁とならないよう、地方公共団体の意見を十分踏まえつつ、地方の自主性拡大に結びつくよう積極的に取り組むとともに、必要な一般財源の確保を図ること。

なお、地方六団体が廃止を求めている国直轄事業に係る地方負担金については、廃止に向け、当面縮小に努めること。

三、地方交付税については、地方公共団体の自助努力による効率化も促しつつ、地方歳出の見直しを進めるとともに、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、財源保障機能及び財源調整機能を堅持し、引き続き地方公共団体の財政運営に必要な所要額の安定的・持続的確保を図ること。

四、地方交付税の算定方法の見直しに当たっては、必要な地方財源を的確に保障するという交付税制度の趣旨を踏まえ、算定の簡素化のみを優先させることなく、現実の財政運営に支障が生じないよう、地方の十分な理解を得た上で行うこと。

また、国の政策課題を交付税の算定対象とする場合には、交付税制度の趣旨に反することのないよう、慎重を期すること。

五、交付税特別会計においては巨額の借入金残高を抱えており、その償還額が毎年度逦増することにかんがみ、地方公共団体の安定的な財政運営に支障が生じないよう、必要な一般財源総額を確保しつつ、地方財政の健全化を進めること。なお、累積する臨時財政対策債の元利償還については、万全の措置を講ずること。

右決議する。